

# 誤字俗字・正字一覽表

沖縄県土地家屋調査士会



日本土地家屋調査士会連合会

# 誤字俗字・正字一覧表

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について

(平成二年十月二十日付け法務省民二第五、二〇〇号)  
(法務局長、地方法務局長あて民事局長通達)

(通達)平成三年一月一日以後における氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いは、次のとおりとするので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれない。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止するので、念のため申し添える。

第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

1 誤字又は俗字の解消

婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合は、当該氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字(別表1及び別表2に記載されている文字を除く。以下第1におい

て同じ。)で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字(別表1及び別表2に記載されている文字を含む。以下第1において同じ。)で記載するものとする。ただし、対応する字種に字体が複数あり、そのいずれの字体に対応するかについて疑義がある場合は、それらの字体のうち「通用字体」(後記なお書き参照)を用いて差し支えない。その他、対応する正字を特定する上で疑義がある場合は、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局(以下「監督局」という。)の長の指示を求めるものとする。なお、本通達において通用字体とは、常用漢字表(昭和五六年内閣告示第一号)に掲げる字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものを用いる。)又は戸籍法施行規則別表第二(人名用漢字別表)に掲げる字体をいうものとする。

2 事由の記載

従前の戸籍に誤字又は俗字で記載されている氏又は名を、新たに戸籍にこれに対応する正字で記載した場合にはその事由については戸籍に記載を要しない。

3 告知手続

従前の戸籍に氏又は名が誤字又は俗字で記載されており、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄にこれに対応する正字で記載